

七五

0222

保在期限

三

決裁指定



執行指定

政務次官
回付

決裁前
後連帶
課名



決行(決裁)後
回覧課名



受領
番號

壹第五〇四一號

(其一)

起元應(課)名

京都市

市役所

件名 「戦費と國債」展覽會後按名義ノ件

政務
次官

參與官

書記官

審案
筆者

大臣

次官

高級
副官

主務副官
官房御用掛

主務
局長

主務
課長

主務課員

主務局

受領

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

大臣官房

受領

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

昭
和
年
月
日

決行後
回覧
(裁決)覽

局長

課長

連帶

局長

課長



課

課



副官ヨリ京都市長加賀谷朝藏へ通牒

十月十一日附發總動第四五二號ヲ以テ大臣宛顯出ニ係ハル首題ノ
件許可セラレタルニ付承知相成度

陸普第七七九三號

昭和拾六^三拾月廿壹日

陸軍省後援名義使用方ノ件

副官ヨリ憲兵司令部總務部長、京都憲兵隊長（憲司經由）

才五^三師團參謀長へ通牒

十月二十八日ヨリ十一月二日迄京都市大丸百貨店ニ於テ開催ノ京
都市主催「戦費と國債」展覽會ニ對シ陸軍省後援名義使用
可
セラレタルニ付通牒ス

陸普第七七九三號

昭和拾六^三拾月廿壹日



0224

陸軍大臣 東條英機 殿

發總動第四五二號

昭和十六年十月十一日

京都市長 加賀谷朝藏



陸軍大臣 東條英機 殿



後援名義使用方依頼ノ件

九月二十六日附發總動第四三三號ヲ以テ御願ノ本市主催戰費ト國債
展購會御後援名義使用ノ件ニ關シテハ期日モ切迫致候ニ付何分ノ御
通知相願度別紙確定要綱相添此段及御依頼候也
追而前送付ノ要綱内容一部變更致候條爲念申添候

戦費と國債展覧會要綱

一、期 間 昭和十六年 自十月二十八日 至十一月二十一日

二、會 場 大丸百貨店

三、主 催 京 都 市

後 援 大藏省 陸軍省 海軍省

逓信省 京都師團 京都府

内 容

一、主 旨

支那事變の目的を完遂し大東亞共榮圈を確立するため高擧國防國家体制の整備は現下の要請なり而して之が所要資金の調達は勿論過剩購買力抑制の見地よりするも國債の消化は喫緊の要務なるを以て茲に國債並債券に關する展覧會を開き國防の重大性と國債並債券の意義を認識せしめんとす

三、現在の世界情勢

地圖に依り樞軸國の進撃と日本の立場並東亞共榮國と對日包圍陣

A、B、C、D線を解説（圖解）

三、戦費と國債

イ、支那事變直接の戦費はどの位

1. 此の戦費を十圓札で縦に並べると日本列島を十八回往復出来る

2. 此の戦費を十圓札で横に並べると地球の赤道を八廻り近く巻く

3. 此の戦費を十圓札で積重ねると富士山の四十五倍になる

4. 此の戦費を十圓札で十五輛貨車百二十二輛に積込み切れぬ（圖解）

ロ、戦費の八割七分（百九拾四億六千万圓）が國債で賄はれてゐる

1. 日本中で一世帯それぞれ百圓の國債を買へば飛行機や彈丸がど

の位出来るか

ハ、支那事變の戦費には外債は一枚もない（表解）

1. 日清戦争と外債

2. 日露戦争と外債

3. 支那事變と外債

二、日清戦争以來の戦費と我が國と敵國の兵器の變遷 (表 解)

1. 日清戦争

2. 日露戦争

3. 第一次歐洲戦争

4. 滿洲事變

5. 支那事變

ホ、第二次歐洲戦争の列國の戦費 (表 解)

1. 英國の戦費

2. 佛國の戦費

3. 獨逸の戦費

4. 支那事變の戦費

へ、我が國の國債は支那事變勃發以來どの位増加してゐるか (累年増加表)

昭和十二年甲
(七月七日以降)

昭和十三年中

昭和十四年中

昭和十五年中

昭和十六年九月末

ト、我が國の債券は支那事變勃發以來どの位増加（累年増加表）してゐるか

昭和十二年
（七月七日以降）

昭和十三年中

昭和十四年中

昭和十五年中

昭和十六年九月末（表解）

チ、國債の増加と共に國家は躍進した（圖解）

リ、外國に較ぶれば我が國の國債はまだ多いとは云はれな（圖解）

四 國債の消化

イ、國債並債券の消化系路

ロ、支那事變勃發以來の國債並債券の各府縣別消化成績表（表解）

ハ、支那事變勃發以來の國債並債券の六大都市消化成績表（表解）

ニ、支那事變勃發以來の國債並債券の京都市に於ける消化成績表（表解）

ホ、隣組と國債並債券

五、國債並債券の消化が出来なかつたら

イ、物價は騰貴し國民の生活難し悪性インフレーションとなる

ロ、戦地に武器彈丸、糧食が送れない

ハ、戦争遂行の障害になる（圖解）

六、國債をつてゐる人にはどんな特典があるか

イ、確實安全有利なものです。其の内主なるもの

ノ、國債と貯金の利率及利廻

利率
單利利廻（分類所得稅控除）

支那事變國債 三分五厘 三分五厘一毛

郵便貯金 普通 二分七厘六毛 二分七厘六毛

定額 二分八厘六毛及至 三分九厘九毛九

定期預金 甲種
乙種

三分三厘
三分四厘

二分九厘七毛
三分〇厘六毛

2 國債に對する税金は他の公社債、銀行預金等に較べて輕いのである國債の利子に對する分類所得税は百分の四、社債、銀行預金の利子に對する分類所得税は百分の十

綜合所得税を納める人の持つてゐる國債の利子は所得税の決定の時に其の所有國債の利子額の四割を差引いて計算して貰へる

3. 昭和十六年七月一日より國民貯蓄組合を通じて國債を買ひ郵便局、日本銀行へ二年以上預ければ額面三千圓までは分類所得税がかゝらぬ

4 保證金や延納擔保を政府に納める場合現金の代用として國債の使用が出来る其の場合の價額も額面金額で通用が出来る

尙無記名國債の利札は利拂期の到來した時に税金等を政府に納める場合には現金に代へて其の儘使用が出来る

5. 無料保管

郵便局、日本銀行で無料保管してくれる（圖解）

七. 債券の特性

イ、確實安全なるは國債と同様である

ロ、日本勸業銀行發行の貯蓄債券及報國債券の代金は全部大藏省

預金部に預けられ國債の消化に向けられる

一切税金はかゝらない（割増金にもかゝらない）

割増金制度がある（特別割増金制度がある）

無料保管

郵便局、日本勸業銀行で無料保管してくれる（圖解）

八 郵便局賣出しの支那東支國債と支那身支債券の比較

発行者	利付附國債	割引國債	日本勸業銀行	報國債券	特別報國債券
政 府	政 府	全 上	全 上	全 上	全 上
額面金額 括弧内は賣 出價格	二十五円(三十四円) 五十円(四十九円) 百円(九十八円) 五百円(四百九十円) 千円(九百九十円)	十円(七円) 二十円(十四円)	七円五十八(五円) 十五円(十円)	五円(五円) 十円(十円)	一円(二円)
利 通	年々大元八毛 (合類所得税 を引くと年々五厘)	年々五分五厘	一〇円(四割)を以て が十五円を返す	無利子但し發行の 月々の二年以内は給 便局又は日本勸業 銀行に保管を以て 託し最後五と引去 る原りのより十円は行 七と割引額を以て	無利子
割増金	なし	なし	十五円券の割増金 一等二十円から五十円 二等二十円から百円 三等十円から十円 七円五十八の割増 金は右の半額	十円券の割増金 一等一円 二等十円 三等十円 五円券の割増金 は右の半額	一等五百円 二等百円 三等十円 四等一円
償還期限	十七年三月	十年四月	十年より二十年	十年	二年
買上制度	何時にても郵便局 が評價を買上する	全 上	なし	なし	なし
無料保管制度	あり	あり	あり	あり	なし
其の他	なし	なし	なし	なし	所蓄債券及報 國債券と交換 し得る

九、國債の將來

イ、國債がこんなに激増して財政が破綻する心配はないか
 ロ、將來政府は如何にして此の多額の國債を償還するか
 ハ、こんなに國債が増加したら將來國債の元利金を拂はなくなる心配はないか

ニ、將來國債の値段が暴落する心配はないか

七、支那學變債券の當選番號展示

十一、抽籤機の模型備付

十二、各種ポスター掲出

イ、賣出毎の消化宣傳用ポスター、リーフレット

ロ、外國の消化宣傳用ポスター

ハ、全國の消化宣傳用ポスター

十三、各種國債並債券の實物展示

イ、内國國債並債券

ロ、滿洲國彩票

ハ、外國國債

本邦外債

- 十四 支那事變及國債並債券賣出に關する各種寫眞展示
- 十五 債券漫齋
- 十六 其他大藏省、日本銀行、逓信局、日本勸業銀行より參考資料提出
- 十七 映畫並紙芝居實演
- 十八 國債債券の相談所設置

説明ターゲット

次の原稿破損

9 年 9 月 30 日

主務者又は

撮影立会者 坂根嘉和 

東京市

陸軍大臣 東條英機 殿



0235

京都市長 加賀貞吉 朝歲

京都市

一圓五九號
日本郵便株式會社
Communications